

北栄町版
障がい者手帳取得後に受けられる助成などについて

障がいのある方やその家族に対し、負担軽減、生活の安定のための各種障がい者福祉制度があります。
各種制度をご利用いただくにあたっては、事前にそれぞれへの申請手続きが必要となります。（バス、タクシーの割引を除く）
大変幅広い内容となっておりますが、ご自身に必要な福祉サービスを適切に受けただけできるよう、制度について十分ご理解をお願いします。

🚗 移動・交通等の割引、助成

制度・内容	対象者	助成内容	必要な手続き
<input type="checkbox"/> バス運賃割引	障がい者手帳をお持ちの方すべて 「バス介護」表示のある 身体障がい者手帳 療育手帳 をお持ちの方	運転手への提示で、本人に限りバス料金が5割引きになります 本人及び同行の介護者（1名まで）について、5割引きになります。	手帳の提示のみで割引となります。
<input type="checkbox"/> タクシー運賃割引	身体障がい者手帳 療育手帳 をお持ちの方	運転手への提示で、タクシー料金が1割引きになります	手帳の提示のみで割引となります。
<input type="checkbox"/> 有料道路の通行料金割引	身体障がい者手帳 をお持ちの方 身体障がい者手帳 第1種 療育手帳 第1種 の認定のある方	通行料金が半額になります ETCでの登録も可能です 介護者が運転し、手帳所持者が同乗する場合通行料金が半額になります ETCでの登録も可能です	事前に申請が必要です。 （必要な書類等） ①割引を受ける車の車検証 ②運転者の免許証 ③ETC車載器情報 ④手帳所持者名義のETCカード（未成年等の方を除く）
<input type="checkbox"/> その他の割引制度 ・航空運賃割引 ・JR、智頭急行、若桜鉄道等 旅客運賃割引 ・NTT番号案内 ・郵便料金割引 ・携帯電話料金割引 ・県立、市設利用料の減免	※それぞれのサービス提供会社・事業所にお問い合わせ下さい。	※それぞれのサービス提供会社・事業所にお問い合わせ下さい	各種サービス提供事業者への手続きが必要です。（役場での手続きは必要ありません） ※手続きについては、それぞれのサービス提供会社・事業所にお問い合わせ下さい。
<input type="checkbox"/> NHK受信料の減免	障がい者手帳をお持ちの方（※右記条件あり）	（半額免除） 視・聴覚障がい者、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級を取得し、かつ世帯主（NHK受診料契約）の者（全額免除） 障がい者手帳（種別、等級を問わず）をお持ちの方を世帯員に有し、世帯構成員全員について町民税が非課税の者	申請用紙を役場窓口で手続きいただき、NHKへ届け出（郵送）して下さい。 （必要な書類等） ①印鑑 ②現在の契約内容のわかるもの
<input type="checkbox"/> TCC利用料の免除	①公的扶助受給者が契約する、ケーブルテレビ加入契約 ②市町村民税非課税の障がい者を構成員とする世帯で、構成員の全員が非課税である場合	TCC利用料が全額免除されます （基本利用料のみ）	役場窓口またはTCCへの申請が必要です。 （必要な書類等） ①印鑑 ②障がい者手帳をお持ちの方は手帳を持参
<input type="checkbox"/> ハートフル駐車場の利用 鳥取県内の専用駐車スペースを優先して利用できます	①身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方、あるいは発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意等が必要な方 ②高齢、難病等により歩行が困難な方 ③けがをされている方、妊産婦等で一時的に歩行が困難な方	ハートフル駐車場利用者証（車のバックミラーに吊して提示できるもの）（有効期限5年 ③の方を除く）を交付します ハートフル駐車場（障がい者用駐車場）に駐車される際にご利用下さい	役場窓口にて申請の上、「ハートフル駐車場利用者証」の交付を受けて下さい。 （必要な書類等） 身体障がい者手帳など、歩行が困難である等の理由がわかるもの
<input type="checkbox"/> 自動車改造費の助成 自動車を運転するにあたり、操行装置等の改造が必要な方へその改造経費を助成します	町内在住の上肢、下肢又は体幹機能障がいによる身体障がい者手帳をお持ちの方で、自動車の操行装置及び駆動装置等の一部を改造しなければ運転に著しく支障を生じる者であること	操行装置等の改造に要する経費について、10万円を限度に助成します。	必ず改造前に申請が必要です （必要な書類等） ①身体障がい者手帳 ②印鑑 ③改造を行う車の車検証 ④運転者の免許証 ⑤改造にかかる見積書 ⑥改造前の写真
<input type="checkbox"/> 運転免許取得費の助成 運転免許の取得費用を助成します	町内在住の障がい者手帳をお持ちの方で運転免許証を取得された方 ※詳細な条件あり	運転免許の取得に直接要した費用（指定自動車教習所等に通うための交通費等及び証明写真代金等は含まない。）の範囲内で10万円を限度に助成します。	（必要な書類等） ①印鑑 ②運転免許証 ③教習料金等受領証明書
<input type="checkbox"/> 障がい者住宅改良助成 障がい者の日常生活利便向上のための住宅改修について工事費用を助成します	町内に住所を有し、住宅を改良することで日常生活の利便が向上すると認められる次のいずれかに該当する者であり、かつ世帯員全員が非課税の方 ①身体障がい者手帳1、2級の認定のある方 ②療育手帳A判定の認定のある方 ③身体障がい者手帳3級で、下肢、体幹又は脳原性運動機能障がいの認定のある方 ④難病患者の方	改良に要する経費の3分の2の額を助成します。 助成上限額：666,000円 ※対象経費については詳細規定あり	必ず工事着手前の申請が必要です （必要な書類等） ①印鑑 ②改修見積書 ③改修前の写真

🏥 医療費に関する助成

制度・内容	対象者	助成内容	必要な手続き
<input type="checkbox"/> 鳥取県特別医療費助成 重度の障がい者に対し、医療費の負担を軽減します。	身体障がい者手帳1、2級 療育手帳A判定 療育手帳B判定かつ身体障がい者手帳3、4級 精神障がい者保健福祉手帳1級 の認定のある方	本人所得に応じて、医療費が月額0円～10,000円まで軽減されます。 ※所得制限あり	（申請相談窓口） 北栄町役場 健康推進課 電話 37-5867 （必要な書類） ①身体障がい者手帳 ②印鑑 ③医療保険証
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	対象となる障がいを有する方	後期高齢者医療制度は75歳以上の方が加入することになっていますが、一定以上の障がいのある方については、65歳から本人の選択により適用になります。	
<input type="checkbox"/> 心身障がい者医療費助成 特別医療費助成の対象外となる中度の障がい者に対し、医療費を助成します。	身体障がい者手帳3、4級 療育手帳B判定 精神障がい者保健福祉手帳2級の認定のある方で、本人（未成年の場合はその世帯の主たる生計維持者）が非課税の方	3割負担した医療費（※）について、半額を助成します。 （※）食事療養費を除く （※）高額療養費にかかる返金がある場合は、精算後の実医療費について助成	まずは認定申請が必要です。 （必要な書類） ①障がい者手帳 ②印鑑 認定後、請求して下さい。 （必要な書類） ①印鑑 ②医療費の領収書（原本）
<input type="checkbox"/> 自立支援医療（更生医療） 更生医療に係る医療費の負担を軽減します。	身体障がい者手帳をお持ちの方で、更生医療（心臓ペースメーカー、人工透析、人工関節など）を受けられる方	更生医療を受けられる際の医療費（病院、薬局）負担を1割に軽減。 所得に応じ、負担上限額があります。	医療を受ける前に窓口にて申請して下さい。 （必要な書類） ①申請書 ②所得確認の同意書 ③年金額の方角のもの（年金受給者のみ） ④印鑑 ⑤保険証 ⑥身体障がい者手帳 ⑦医師要否意見書（指定様式） ⑧医療費内訳書（指定様式）

制度・内容	対象者	助成内容	必要な手続き
<input type="checkbox"/> 自立支援医療（育成医療） 育成医療に係る医療費の負担を軽減します。	18歳未満の身体に障がいのあるお子さん、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のあるお子さんで、手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる方	育成医療を受けられる際の医療費（病院、薬局）負担を1割に軽減。 所得に応じ、負担上限額があります。	医療を受ける前に窓口にて申請して下さい。 （必要書類） ①申請書 ②所得確認の同意書 ③印鑑 ④保険証 ⑤医師意見書（指定様式） ⑥ その他必要に応じて求められる書類
<input type="checkbox"/> 自立支援医療（精神通院） 精神疾患等の通院、投薬に伴う医療費の負担を軽減します。	精神科等への通院を必要とされる方 ※障がい者手帳の有無は問いません。	精神科等へ通院される際の医療費（病院、薬局）負担を1割に軽減。 所得に応じ、負担上限額があります。	医療を受ける前に窓口にて申請して下さい。 （必要書類） ①申請書 ②所得確認の同意書 ③年金額 の分かるもの（年金受給者のみ） ④印鑑 ⑤ 保険証 ⑥診断書（指定様式）

👤 福祉用具等の給付

制度・内容	対象者	助成内容	必要な手続き
<input type="checkbox"/> 補装具の交付・修理 身体機能を補うための装具の購入費を給付します。	①身体障がい者手帳をお持ちの方 ②難病患者の方 ※品目別に交付対象となる障害程度の規定あり	原則、用具価格の1割の自己負担で交付が受けられます。 ※所得による自己負担上限額あり （補装具）車いす、補聴器、義肢、義手、肢体装具など	購入される前に、役場窓口にて交付申請書を提出して下さい。 購入してからの申請は受け付けられません。
<input type="checkbox"/> 日常生活用具の給付 日常生活の便宜を図るための用具を給付します、手すりや段差解消など簡易な修繕もあります。	①身体障がい者手帳をお持ちの方 ②精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方 ③療育手帳をお持ちの方 ④難病患者の方 ※対象品目、及び品目別に交付対象となる障害程度の規定あり	（日常生活用具）ストマ用装具、頭部保護帽、白杖、点字器、拡大読書器など ※用具の種類と各用具の助成上限額は別に定められています。詳しくは福祉課までご連絡下さい。	
<input type="checkbox"/> 「広報北栄」音声版の配布(貸出)	視覚障がいのある方	カセットテープ又はCDに吹き込んだ町広報紙「広報北栄」を配布します。 ※毎月カセットテープ又はCDを送り返していただく必要があります。	（申込窓口） 北栄町役場 福祉課 電話 37-5852

※介護保険サービスの支給を受けられる方は、そちらが優先されます。

👤 障害福祉サービス等の利用

<p>利用にあたっては、障がい者手帳とは別に障害支援区分の認定が必要となります。介護保険サービスの支給を受けられる方は、そちらが優先となります。利用料は原則1割負担です。（所得に応じた月額負担上限額の設定があります）</p> <p>○居宅介護（入浴、家事などヘルパーが訪問し介護します） ○児童通所支援（障がい児が施設に通い訓練等を受けられます） ○グループホーム（地域の共同生活の場です） その他 ○移動支援事業（買い物や余暇活動などの外出に付添います） ○外出支援サービス（通院に限り、車両で送迎します）</p>	<p>○短期入所（短期間の施設利用ができます） ○就労移行支援・就労継続支援（就労に必要な能力向上のための訓練です） ○生活介護・施設入所支援（日中及び夜間の施設利用） 等 ○日中一時支援事業（日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行います）</p>
--	---

👤 税金の減免等

制度・内容	対象者	助成内容	窓口
<input type="checkbox"/> 所得税、住民税等の障がい者控除	本人、配偶者控除の対象となる配偶者、又は扶養控除の対象となる親族が障がいのある方	（所得控除） 障がい者所得税控除 27万円 障がい者住民税控除 26万円 特別障がい者所得税控除 40万円 特別障がい者住民税控除 30万円 ほか	（申請相談窓口） 北栄町役場 税務課 電話 37-5865
<input type="checkbox"/> 自動車税、自動車取得税の減免	別に定める一定以上の障がいのある方で、自動車を取得又は所有される方 ※他者運転の場合、本人以外の自動車に対する減免もあり	自動車税：4万5千円を限度に減免 自動車取得税：250万円（150万円）に税率を乗じた額を限度に減免	（申請相談窓口） 中部総合事務所 県税局
<input type="checkbox"/> 軽自動車税の減免	同上	軽自動車税：全額免除 （受付は毎年3月～4月）	（申請相談窓口） 北栄町役場 税務課 電話 37-5865

◎手帳の取得が条件でない障がいに関する支援制度について

👤 年金・手当等

制度・内容	対象者	助成内容	窓口
障がい児福祉手当	重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方	月額14,140円の手当支給	各手当の認定基準に基づき支給されます（障がい者手帳取得により診断書の提出が省略される場合あり） （手続き・各種手続き） 北栄町役場 福祉課福祉支援室 電話 37-5852
特別障がい者手当	重度の障がいがあり、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方	月額26,000円の手当支給	
特別児童扶養手当	障がい基礎年金と同程度の障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者等	1級認定 月額49,900円の手当支給 2級認定 月額33,230円の手当支給	
心身障がい者扶養共済制度	加入者：65歳未満で健康な方 障がい者：1～3級の身体障がい者手帳をお持ちの方、知的障がい、精神障がいのある方	障がい者を扶養している方（加入者）が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡された場合などに扶養されていた障がい者に年金が支給される制度	
障がい基礎年金 障がい厚生年金 特別障がい給付金	国民年金法に定める障がい程度に該当する方	障がい基礎年金額 1級認定 年額975,120円の支給 2級認定 年額780,096円の支給	（ご相談・各種手続き） 倉吉年金事務所（鳥取社会保険事務局） 電話 26-5311 （受付窓口） 北栄町役場 住民生活課住民相談室 電話 37-5866

👤 障がいに関する相談・各種受付窓口

名称	相談内容	住所	連絡先
北栄町障がい者地域生活支援センター	障がいのある方に関する総合相談	北栄町由良宿423-1（大栄庁舎福祉課内）	電話 37-5851 ﾌﾌﾌﾌ 37-5339
中部障がい者地域生活支援センター	障がいのある方に関する総合相談	倉吉市山根43	電話 26-2346 ﾌﾌﾌﾌ 26-2346
北栄町役場 福祉課福祉支援室	各種申請手続き・相談窓口	北栄町由良宿423-1（大栄庁舎内）	電話 37-5852 ﾌﾌﾌﾌ 37-5339